

○財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年八月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第四百四

十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ

の条項及びその 十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二十四条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

三 振替法の適
用等

四 発行方法

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 法 入
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 ・ 別 債 札 格 決
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 定
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 の

競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
 格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た
 後 に 行 わ れ る 入 札 で あ っ て 財
 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加
 ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
 に よ り 発 行 一 以 下 国 債 市 場 特
 別 参 加 者 第 II 非 格 競 争 入 札
 発 行 一 と い う 。

各 申 込 み の 中 心 募 額 を 順 次 割
 り 当 て る 。
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
 込 み の 中 心 募 額 を 順 次 割 り

額 面 金 額 で 一 兆 九 百 三 十 八 億
 う ち 基 づ き 発 行 し た 付 国 債 に
 定 め る 基 づ き 発 行 し た 付 国 債 に
 つ い て は 七 十 五 万 円 四 十 九
 億 三 千 百 七 十 五 万 円 四 十 九
 営 業 必 要 財 源 の 確 保 を 図 る た
 め の 公 債 発 行 額 の 特 定 関 連
 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ

七 払込金額																							
ハ					イ	ハ																	
争入札発	非価格競	者・第II	特参加場	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第I	特参加場	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第II	特参加場	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第I	特参加場	国債市場	
円				千						千													
				七						万													
				百						円													
				十						十													
				六						億													
				億						五													
				七						十													
				千						五													
				四						億													
				百						千													
				二						八													
				十						百													
				四						三													
				万						十													

き発行した利付国債については、額面金額で九千四百三十四億八千七百五十万円の特別会計に関する法律第四十六條第一項の規定に基づき発行した利付国債に

ついで、額面金額で千八十三億八千十萬円の特

特別会計に関する法律第四十六條第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千七百十四億円

一兆九百五十五億五千四百二十万円の

千七百十六億七千四百二十四万

八 行
最 額 面 金
振 替 単 位

十 一 行
十 一 行
発 行 日

十 二 行
十 三 行
の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行 行
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

五 万 円

平 成 二 十 五 年 八 月 二 十 九 日

額 上 額
面 の 面
金 そ 金
額 れ 額
百 ぞ 百
円 の 円
に の に
つ 応 つ
き 募 き
百 価 百
円 格 円
十 十
六 銭
銭 以

(一) 年 一
募 入 七
、 払 決 パ
式 募 入 七
に 払 決 パ
よ 込 金 ー
り 算 額 セ
規 出 し ン
定 す 加 知
す る 金 受
。 期 額 け
日 に 払 第
に 第 二
払 い 算
込 者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{70}{365}$$

(二) 発 行 時 におい、その利子
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ

二十
弘
込
期
日
平
成
二
十
五
年
八
月
二
十
九
日